

公益財団法人奈良県緑化推進協会みどりの少年団推進要領

(趣旨)

第1 みどりの少年団は、みどりを守る啓発普及及びみどりを育てふやす活動を通じて自然愛護の精神を養い、豊かな人間性を陶冶し、環境の緑化を推進して社会に奉仕する実践活動を行う。

(定義)

第2 この要領において、みどりの少年団とは、花とみどりを愛する少年少女が自然愛護活動を計画的、継続的に行うために組織した団員おおむね30名以上の団体で、次の各号の1に該当する推薦を受け、財団法人奈良県緑化推進協会（以下「協会」という。）の理事長の認定したものをいう。

- (1) 学校環境（造林）緑化活動が活発で、特に優れている学校又は新設校で、環境緑化活動を学習の中で組織的、計画的に実施している学校の児童・生徒（小・中・高校生）が、自主的に緑化活動を行っている団体で、奈良県教育長の推薦のあったもの。
- (2) 日本ボーイスカウト奈良県連盟に加盟しているボーイスカウト（小学6年生～中学3年生）シニアスカウト（高校生年齢）又は一般社団法人ガールスカウト奈良県支部に加盟しているシニア（中学生年齢）レンジャー（高校生年齢）で、団活動に進んで環境緑化の推進を取り入れて実施し、地域社会に奉仕しているもので、それぞれの加盟する連盟の長の推薦のあったもの。

(団の認定申請)

第3 みどりの少年団を結成し認定を受けようとする者は、みどりの少年団認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、それぞれ2通を理事長に提出するものとする。（県教育委員会経由）

- (1) みどりの少年団規約
- (2) 団員数
- (3) 市町村教育長の推薦書

(認定書の交付)

第4 理事長は、前項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該申請者に対し認定書を交付するものとする。

この場合において、理事長がみどりの少年団の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(団の活動)

第5 みどりの少年団は、活動方針を定めて団員の自覚を高め指導者の助言のもと団員の総意により、次の各号による緑化活動を行うものとする。

(1) みどりを守る啓発普及

イ 自然愛護の精神を広く一般に啓発し普及をはかるため、登山者、ハイカー、観光客の多く集まる地区を重点に随時パトロールを行い、自然愛護の呼びかけ、指導或いは関係機関への通報等の活動を行う。

ロ ポスター・標語の作成掲示

自然愛護を象徴する図柄に、この運動の表題及び標語又は警句等を挿入するポスターを作成掲示し、自然愛護思想と公德心のかん養のための啓発普及を行う。

ハ 標示板の設置

自然環境の保全を必要とする地区及び人々の通行又は集会する機会の多い場所を重点に「自然愛護」「火災予防」等の掲示板を設置し自然愛護の啓発を行う。

(2) みどりを育てふやす実践活動

団員の日常における教育活動を中心にして、環境緑化に対する興味と関心を高め、実践力を養い研究的な態度を育てるため、互いに協力し「花とみどりの広場づくり」を行い、自然の観察調査等をはじめ命あるものを育てる作業体験を通じて勤労の尊さや喜びを体得する。

(3) 小鳥の誘致巣箱の設置活動

団員の自然愛護の精神を養い、豊かな人間性を陶冶するため、小鳥誘致の巣箱を互いに協力して作り、これを設置して小鳥の楽園づくりを行う。

(付則)

- 1 この要領は、平成6年4月1日より施行する。
- 2 一部改正 平成24年5月1日
- 2 一部改正 平成25年4月1日